



平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会社名 株式会社クレディセゾン
代表者名 代表取締役社長 林野 宏
(コード番号 8253 東証第1部)
問合せ先 広報室長 岡田 治美
(TEL. 03-3982-0700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 決済合理化法施行に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、上場会社は一斉に振替株式に変更され、いわゆる「株券電子化」が実施されたことから、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。また、変更に係わる経過的な措置を定める附則を設けるものであります。

(2) 取締役の任期短縮に伴う変更

経営環境の変化に対応した機動的な経営体制を構築するとともに、経営に対する株主の信任を毎年得るため、取締役の任期を2年より1年に変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 <u>第7条(株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。	第2章 株 式 (削 除)
第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は 100 株とする。 <u>②当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u>	第7条 (単元株式数) (現行どおり) (削 除)

<p>第9条(単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第10～12条(条文省略)</p> <p>第13条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第14～21条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第22条(任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23～42条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">新設</p>	<p>第8条(単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>第9～11条(現行どおり)</p> <p>第12条(株主名簿管理人) (現行どおり) ②当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第13～20条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条(任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p> <p>第22～41条(現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株式名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条の規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日
定款変更の効力日	平成21年6月26日

以 上